

-製造業の経営基盤強靱化事業-

経営基盤強化助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、県内企業が急激な外部環境の変化等のリスクに対応できる強靱な経営基盤を構築するために行う生産効率向上、固定費の削減、操業停止リスクの除去等を支援する経営基盤強化助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の対象)

- 第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率並びに助成限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象者)

- 第3条 助成金の交付対象者は、別表に定める島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業をいう。但し、次のいずれかに該当する者は除く。
- (1) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する者
- (2) 島根県税の未納の徴収金がある者

(交付申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 なお、本助成金の採択は1企業1回までとし、前項の助成金の交付申請は、すでに本助成金の採択を受けた企業は、申請できないものとする。

(交付の決定)

- 第5条 代表理事理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消)

- 第6条 代表理事理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した助成金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く）。
 - (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第3号）により代表理事理事長に助成金を請求するものとする。ただし、必要に応じて当該助成金の概算払請求を行うことができるものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 助成事業者は、次の第1号または第2号のいずれかに該当する場合には速やかに助成事業変更承認申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には助成事業変更届出書（様式第5号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容を著しく変更するとき。
- (2) 助成事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

2 代表理事理事長は、前項の規定により助成事業変更承認申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い助成事業変更決定通知書（様式第6号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成事業の遂行状況報告)

第9条 代表理事理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 助成事業者は、助成事業終了後3年間、助成事業状況報告書（様式第7号）により代表理事理事長が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、助成事業に関係する調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成事業実績報告書（様式第8号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 代表理事理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(取得財産等の管理)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、助成事業者は天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由により、助成対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を助成事業事故等届出書（様式第10号）により、代表理事理事長に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の工具、器具及び備品ならびにその他の財産とする。

2 助成事業者は、前項の取得財産等があるときは取得財産等管理台帳（様式第8号別紙4）を作成し第10条に定める助成事業実績報告書に添付しなければならない。

3 第1項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

4 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ助成事業財産処分承認申請書（様式第11号）を代表理事理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 助成事業者は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の整理、保存)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかななければならない。

(助成金の返還)

第15条 代表理事理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び遅延金)

第16条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行

う助成金の最後の受領の日から返還金支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

- 2 助成事業者は、財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払うものとする。
- 3 代表理事理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を徴収しないものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

助成対象事業 ※右記のいずれかに該当すること	①生産効率向上・コスト削減型 生産効率化（歩留まり改善、不良率低減、内製化等）に向けた、生産設備の導入や改良、設備レイアウトの変更などにより変動費を削減する取組。又は省エネ効果によるコストダウン等、固定費を削減する取組 ②リスク対応型 工場の操業に甚大な被害を与えうるリスク（労働災害、感染症、災害の発生等）の回避、排除に向けた取組
対象者	交付要綱第3条に掲げる中小製造業者
助成対象経費	設備導入費、改修費、システム開発費、その他経費
助成率	1 / 3（1千円未満切り捨て）
助成額	上限：2,000千円
助成期間	交付決定の日から1年以内

別表 2

経費区分	内容
設備導入費	機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費（設置、据付工事を含む）
改修費	機械、装置、器具、備品その他の設備の改修費、レイアウト変更等に係る経費
システム開発費	システムの開発費及び導入費
その他経費	その他理事長が特に必要と認める経費 （※マスク、消毒液、ついでたなどの消耗品は対象外）